

生物多様性国家戦略2010（案）意見提出様式

①氏名※企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、並びに担当部署名及び担当者名：NPO法人トラ・ソウ保護基金（JTFF） 担当：坂元雅行

②住所： 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-5-4末広ビル5階

③電話番号又はメールアドレス：03-3595-8089 yukisakamoto@jtff.jp

④該当箇所及び御意見（※1つの意見で100字を超える場合は、100字以内でその要約も記載してください）

整理番号	頁	行	項目名等	意見及び理由
	7	23		次のとおり加入する（加入箇所は下線部）。  的な活動を促します。以上のプロセスのモニタリングを行なう部署を内閣府に設け、政府のコーディネーションのもと、政府外専門家（学識経験者、NGOを含む）、関係省庁内専門家によって構成します。なお、関係省庁から選任されるメンバーは、職位・キャリア等にしばられず使命候補者自身の専門性を重視しつつ内閣府が直接指名するものとします。
事務局 記入箇所	85	12		次のとおり修文する（修文箇所は下線部）。  クをランドスケープ単位で維持・形成していく必要があります。つまり、そこで起こりうる様々な土地利用（農地や宅地などの整備、森林、河川、海岸などの管理、漁業の調整、各種インフラ整備など）を計画段階で調整し、ランドスケープ内の生態系が丸ごとその自然な営みを続けられるようにすることが必要です。このことにより、・・・」  （以下、「生態系ネットワークの形成」は、すべて「生態系ネットワークの維持・形成」に修文する。）
事務局 記入箇所	85	17		次のとおり加入する（挿入箇所は下線部）。  この点、生物多様性基本法も「国は、生物の多様性の保全上重要と認められる地域について、地域間の生物の移動その他の有機的なつながりを確保しつつ、それらの地域を一体的に保全するために必要な措置を講ずるものとする」と定めています（第14条3項）。 生態系ネットワークの形成にあたっては、・・・
事務局 記入箇所	87	9		次のとおり修文する（修文箇所は下線部）。  緑の基本計画、河川整備計画、農業振興地域整備計画など各種土地利用等の計画において、ランドスケープからそれ以下の単位に至る各レベルの生態系ネットワークの維持・形成を計画事項とし、事業者による重要性を浸透させるとともに、効果的に計画を実施します。
事務局 記入箇所	87	12		次のとおり、新たな段落を加入する。  ○生物多様性基本法第14条3項の規定に基づき、生態系ネットワークの維持・形成を中長期にわたって顕著に促進する観点から既存の土地利用・開発事業関連の諸法令を見直すとともに、ランドスケープ・レベルで生態系ネットワークの維持・形成と各種土地利用を調整するための新たな法制度（「ランドスケープ保全法」）についても検討します。
事務局 記入箇所	97	14		次のとおり修文する（修文箇所は下線部）。  平成5年の施行から平成21年8月現在までの16年間で、生息地等保護区は、イシガキニイニ、アベサンショウウオなど国内希少野生動物種81種（平成21年8月現在）のうち7種（爬虫類、両生類、魚類、無脊椎動物及び植物）について計9か所、885haが指定されています。生息地等保護区の指定を伴う国内希少野生動物種の割合は全体の8%にとどまり、哺乳類および鳥類については未だ指定がありません。生息地等保護区については、保護区ごとに指定種の生態的特性に応じた保護の指針を定めていますが、指定種の生息・生育状況の科学的調査、指定後のモニタリングの一層の充実や、外来種の侵入などにより生息状況などの悪化が認められた場合の生息状況などの改善が求められています。
事務局 記入箇所	97	21		次のとおり修文する（修文箇所は下線部）。  ○絶滅のおそれのある野生動物種の種を回復させ安定した存続を確保するためには、生息・生育地の確保は欠かせないものであることから、必要に応じて鳥獣保護区、自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しながら、採食、育仔等種の生態上特に重要な区域や生息・生育環境が良好に維持されている区域を管理地区に指定するとともに、森林環境では河畔林や低い尾根または分水嶺、森林が分断された区域では帯状あるいは飛び石状に続く森林パッチまたは緑地等分散または加入経路と推定される区域をコリドーとして監視地区に指定するなど、生息地等保護区の指定の推進を図ります。（環境省）
事務局 記入箇所	97	26		次のとおり修文する（修文箇所は下線部）。  ○生息地等保護区を中心とする国内希少野生動物種の生息地において継続的で密度の高い、生息状況および生息環境のモニタリングと、ゾーニングや個体群維持に必要とされる生態学的情報蓄積のための調査研究を推進し、その結果を生息地等保護区ごとに定めている保護の指針にフィードバックし、生息地等保護区の適切な管理を推進するとともに、生息・生育環境の維持・改善に努めます。（環境省）
事務局 記入箇所	137	4		次のとおり新たな項目を加入する。  1. 1 生物多様性保全をより重視した農地整備の推進（現状と課題） 都道府県の土地利用基本計画において農業地域が区分され、その一部が市町村の農業振興地域整備計画（農地利用計画）によって農用地区域に指定されています。農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることにかんがみ、土地改良、農用地造成等の農業生産基盤の整備が計画的に推進されます。しかし、農地は、もともと自然地域を改変して整備されるものであることから、絶滅危惧種を含む野生生物の生息地が農用地区域内に存在する場合もあります。また、農用地区域を除く農業振興地域内の農地等では、土地改良等による近代化した計画的農業よりも粗放的な農業が行われ、特に良好な生息地となっている場合もあります。 そこで、野生生物の生息地保全ないし自然生態系の保全との調和をいっそう図る農地整備のあり方が求められています。  （具体的施策） ○土地利用基本計画及び農業振興地域整備計画等農地整備にかかわる計画において、生態系の機能と野生生物の生息状況を損なわないよう、農業振興地域・農用地区域のゾーニング、土地改良事業、耕作放棄地再生利用事業等各種関連事業の実施のあり方を調整するために必要な制度的な措置をとります。

事務局 記入箇所	140	25		次のとおり加入する。  一方、農業生産活動の休止により野生生物の生息・生育環境が復元する場合もあるため、農業生産活動の推進・再生は自然環境や生物多様性保全への影響を具体的に評価し、それらとの調和を図りながら行います。
事務局 記入箇所	140	27		次のとおり修文する（修文箇所は下線部）。  生物多様性保全と調和する農業生産活動の継続による耕作放棄地の発生防止や・・・
事務局 記入箇所	202	30		次のとおり加入する。  生物多様性を保全する、すなわち生物多様性を生み出した自然な進化のプロセスを確保するという観点に立てば、絶滅のおそれのある種に関する目標は、「それらの種を絶滅させない」ということでは足りません。「それらの種を回復させる」ことで、生態系におけるそれらの種の本来の役割を果たせるようにする必要があります。
事務局 記入箇所	203	12		次のとおり新たな段落を加入する。  ○国内希少野生動物植物種の生息状況及び生息環境の回復を種ごとに計画的に行うために必要な制度的措置をとります。
事務局 記入箇所	203	18		次のとおり修文する（修文箇所は下線部）。  ○絶滅のおそれのある野生動物植物の種を回復させ安定した存続を確保するためには、生息・生育地の確保は欠かせないものであることから、必要に応じ鳥獣保護区、自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しながら、採食、育仔等種の生態上特に重要な区域や生息・生育環境が良好に維持されている区域を管理地区に指定するとともに、森林環境では河畔林や低い尾根または分水嶺、森林が分断された区域では帯状あるいは飛び石状に続く森林パッチまたは緑地等分散または加入経路と推定される区域をコリドーとして監視地区に指定するなど、生息地等保護区の指定の推進を図ります。（環境省）
事務局 記入箇所	203	23		次のとおり修文する（修文箇所は下線部）。  ○生息地等保護区を中心とする国内希少野生動物植物種の生息地において継続的で密度の高い、生息状況および生息環境のモニタリングと、ゾーニングや個体群維持に必要な生態学的情報蓄積のための調査研究を推進し、その結果を生息地等保護区ごとに定めている保護の指針にフィードバックし、生息地等保護区の適切な管理を推進するとともに、生息・生育環境の維持・改善に努めます。（環境省）
事務局 記入箇所	258	3		次のとおり修文する（修文箇所は下線部）。  現況に関する総合評価の手法を確立するとともに、日本の生物多様性の現状や動向を評価し、そのフィードバックのもとに生物多様性国家戦略を修正発展すること、また国民に分かりやすく伝えることが必要です。
事務局 記入箇所	258	36		次のとおり修文する（修文箇所は下線部）。  くことが必要です。このため既に人為的な影響が相当程度及んでいる自然資源の持続可能な管理・利用のための理念を広く世界から集めて取りまとめ、その実現のための指針などを提示し、それらに基づく取組の推進を「SATOYAMA イニシアティブ」として世界に向けて発信し、さらに、COP10 を契機に多様な主体の支持・参加を得た国際協調の枠組みを設立することでイニシアティブに適合的な地域、ケースにおいて広く推進していくことが問題の解決につながります。
事務局 記入箇所	263	27		次のとおり新たな段落を加入する。  ○国際取引の規制の実効性を高めるための、および捕獲・採取規制を補完するための国内取引の規制を強化し、個々の個体等の出所を追跡し、背後にある違法な取引を捕捉できるようにします。（環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省）